

薬生食監発 0929 第 9 号  
平成 29 年 9 月 29 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 食品衛生法第 9 条第 2 項に基づく衛生証明書の取扱いについて

標記については、平成 12 年 12 月 26 日付け衛乳第 263 号「法第 5 条第 2 号に基づく衛生証明書の取扱いについて」（以下、「通知」という。）により取り扱っているところです。今般、トルコ共和国政府との協議の結果を踏まえ、下記のとおり通知を改正するので、御了知の上、関係営業者への指導方よろしくお願いします。

記

記の 1 中「ドイツ、」の次に「トルコ共和国（家禽に限る）、」を加える。

衛 乳 第 263 号  
平成 12 年 12 月 26 日  
(最終改正: 平成 29 年 9 月 29 日)

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公印省略)

### 法第 5 条第 2 号に基づく衛生証明書の取扱いについて

輸入食肉、食鳥肉等の安全性を確保するため、本年 3 月 1 日に食品衛生法施行規則第 2 条の 3 第 7 号を改正し、公布、施行したところである。

当該規定については、本年 1 月 31 日をもって経過期間が終了することから、平成 13 年 1 月 1 日以降輸入されるものに「とさつ等が日本と同等以上の基準に基づき、衛生的に行われた」旨の証明が必須となるため、同日以降の輸入届出時の同証明の取扱いを下記のとおりとするので、遺憾のないようお願いする。

#### 記

##### 1 受入れの可否

次の国等については、証明を受け入れて差し支えない。

また、その他の国等からの輸入届出が提出された場合には、検疫所業務管理室を通じて当方まで照会されたい。

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、インド（家禽に限る）、インドネシア（家禽に限る）、ヴァヌアツ、ベトナム（家禽に限る）、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、コスタ・リカ、コロンビア（家禽に限る）、サンマリノ（イタリアでと畜処理された豚を原料とした製品に限る）、シンガポール（豚肉、鶏肉及びあひる肉に限る）、イスラエル、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、大韓民国、台湾、チェコ（豚肉に限る）、チリ、中華人民共和国、デンマーク、ドイツ、トルコ共和国（家禽に限る）、ニカラグア、ニュー・ジーランド、ノルウェー、パナマ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア（家禽に限る）、ペルー（家禽に限る）、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、

ホンジュラス、マレーシア、メキシコ、モンゴル、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン、ロシア

2 1に掲げる国等からの証明書の取扱い

規則第2条の3第7号に係る記載事項が不備である証明に係る食肉等の輸入は認められないが、在京大使館又は本国政府より発行され、規則第2条の3第7号に係る事項を記載した追加証明書が提示された場合にあっては、輸入を認めて差し支えない。